

○環境省告示第四十四号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条の規定に基づき、平成三年八月環境庁告示第四十六号（土壌の汚染に係る環境基準について）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和二年四月二日

環境大臣 小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改	正	後	改	正	前
---	---	---	---	---	---

別表

項 目	環境上の条件	測 定 方 法
カドミウム	検液 1 L につき <u>0. 003 mg</u> 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0. 4 mg 以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、 <u>日本産業規格 K 0102</u> (以下「規格」という。) の 5. 5. 2、 <u>5. 5. 3</u> 又は <u>5. 5. 4</u> に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 46 年 6 月農林省令第 47 号に定める方法
(略)	(略)	(略)
トリクロロエチレン	検液 1 L につき <u>0. 01 mg</u> 以下であること。	日本産業規格 K 0125 の 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
(略)	(略)	(略)
備考 1 (略)		

別表

項 目	環境上の条件	測 定 方 法
カドミウム	検液 1 L につき <u>0. 01 mg</u> 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0. 4 mg 以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、 <u>日本産業規格 K 0102</u> (以下「規格」という。) <u>5. 5</u> に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 46 年 6 月農林省令第 47 号に定める方法
(略)	(略)	(略)
トリクロロエチレン	検液 1 L につき <u>0. 03 mg</u> 以下であること。	日本産業規格 K 0125 の 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
(略)	(略)	(略)
備考 1 (略)		

<p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、^④砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びびぼう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき<u>0.003mg</u>、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき<u>0.009mg</u>、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p> <p>3～5 (略)</p>

付表

<p>検液は、次の方法により作成するものとする。</p> <p>1 カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、^④砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB及びビセレンについては、次の方法による。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) ろ過時間が30分以内の場合には、ろ紙の交換は<u>行わず</u>、30分を超える場合には、おおむね30分ごとにろ紙を交換すること。</p>

<p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、^④砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びびぼう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき<u>0.01mg</u>、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき<u>0.03mg</u>、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p> <p>3～5 (略)</p>

付表

<p>検液は、次の方法により作成するものとする。</p> <p>1 カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、^④砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB及びビセレンについては、次の方法による。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) ろ過時間が30分以内の場合には、ろ紙の交換は<u>行わず</u>、30分を超える場合には、おおむね30分ごとにろ紙を交換すること。</p>

2 (略)	
3 有機燐、チウラム、シラジン及びチオベンカルブについては、次の方法による。 (1)～(5) (略) (注1) (略)	
(注2) ろ過時間が30分以内の場合には、ろ紙の交換は <u>行わず</u> 、30分を超える場合には、おおむね30分ごとにろ紙を交換すること。	
4 ふっ素及びびぼう素については、次の方法による。 (1)～(5) (略) (注1) (略)	
(注2) ろ過時間が30分以内の場合には、ろ紙の交換は <u>行わず</u> 、30分を超える場合には、おおむね30分ごとにろ紙を交換すること。	

2 (略)	
3 有機燐、チウラム、シラジン及びチオベンカルブについては、次の方法による。 (1)～(4) (略) (注1) (略)	
(注2) ろ過時間が30分以内の場合には、ろ紙の交換は <u>行わず</u> 、30分を超える場合には、おおむね30分ごとにろ紙を交換すること。	
4 ふっ素及びびぼう素については、次の方法による。 (1)～(5) (略) (注1) (略)	
(注2) ろ過時間が30分以内の場合には、ろ紙の交換は <u>行わず</u> 、30分を超える場合には、おおむね30分ごとにろ紙を交換すること。	